

第1部

ジェンダー・フリー教育を すすめるために

目 次

はじめに	7
1. ジェンダー・フリー教育の成果と課題——差別解消とコミュニケーションの活性化をめざして	9
(1) ジェンダー・フリー教育の目的	
(2) セクシュアリティに関するジェンダー・フリー教育の必要性和課題	
(3) ジェンダー・フリー教育の取り組みと成果	
(4) 今後の取り組みにむけて——コミュニケーション教育の必要性	
2. ジェンダーの視点からセックスとセクシュアリティを考える	17
(1) セックスの解明	
(2) セクシュアリティとは何か?	
(3) 「両性の自立と平等をめざす教育」のジェンダー分析	
3. 「女性に対する暴力」とジェンダー	26
(1) 学校のなかのセクシュアル・ハラスメント	
(2) セクシュアル・ハラスメントとは何か	
(3) 「女性に対する暴力」はなぜ起こるのか	
(4) 「性の自己決定権」をどう考えるか	
(5) セクシュアリティにおけるジェンダー・フリー教育	
4. 「ジェンダー環境」のなかで子どもたちは——小学生用ジェンダーチェックの提案	33
(1) 「ジェンダー環境」という尺度	
(2) 子どもの自己形成と「ジェンダー環境」	
(3) 子どものジェンダー意識の中核に、ジェンダー・フリーの価値観を	
(4) まずは、学校を「ジェンダー環境」としてとらえ直そう	
(5) そして、子どもたちを見つめ、「ホンネ」を語り合おう	
5. 中学生にジェンダー・フリー教育をすすめるための提案	41
ジェンダーチェックのためのテーマ一覧	
チェックリストの使用例	
6. ジェンダー・フリー教育をすすめるための提言	49
(1) 教育にジェンダーの視点を導入するために	
(2) 学校のシステムをジェンダー・フリーに変えるために	
(3) ジェンダー・フリーの授業実践をすすめるために	
(4) 性の教育におけるジェンダー・フリーをすすめるために	
(5) ジェンダー・フリー教育を推進するために	

はじめに

法律上男女平等が謳われていても、男と女は特性や役割が異なるという意識や慣習が根強い社会では、実質的な男女平等は実現しない。このように社会的・文化的につくられた性別をジェンダーという。ジェンダーは、1995年北京で開かれた第4回世界女性会議のキーワードの一つとなり、ここで採択された行動綱領では、くりかえし「ジェンダーの視点」が強調されている。とくに教育の分野に関しては、「あらゆるレベルの教育者によるジェンダーの認識の欠如が、差別傾向を助長し」ていると指摘されている。

そこで、ジェンダーとは何か、どのようにつくられ、どのような結果をもたらすかなどについて研究をすすめることを目的に、1997年7月当委員会が発足した。私たちは、とくに男性を含めた教職員集団に理解が広まることをめざして研究会を重ね、その研究結果を、1998年7月中間報告としてまとめ、『教育総研年報'98』に発表した。

その後この中間報告について、第8回教育総研夏季研究集会分科会、日教組中央執行委員会、第48次教育研究全国集会「両性の自立と平等をめざす教育」分科会および現場教職員からのヒアリングなどを通じ、率直な感想や意見を述べていただいた。

そのなかには、「これまで説明しきれなかったことに理論的裏づけができた」（女性役員）、「自分では相当わかったつもりだったが、ジェンダー意識あったなと思いながら読んだ」（男性役員）などの積極的評価がある一方、「“男が先” “女が後” の男女別名簿は変えるべきだが、“男らしさ” “女らしさ” を変える必要はない」という意見もあり、「理念としてはわかるが、いざ実践しようとはならない」「現実の子どもたちとはギャップがある」という感想や、「とくに思春期になり異性を意識するときどうなるか」などの疑問も出された。また、最終報告に対しては、「男性に広げ、組織全体のものにするため、具体的に身のまわりにあることに気づく事例をあげてほしい」「男女混合名簿につぐ具体的な提起、行動をともなう提言」

「いろいろな問題がごちゃごちゃになっているのを整理できるような提言」「とくにセクシュアリティ、性暴力についてもふれてほしい」などの要望をいただいた。これらのご意見をもふまえ、当委員会の最終報告は次の二点を中心にまとめることにした。

- (1) 理論的な問題として、セックス、ジェンダー、セクシュアリティの関係性について整理する。とくにセクシュアリティがジェンダーにより偏って形成される問題について、性暴力を含めて提起する。
- (2) 誰でもすぐに取り組める方法として、ジェンダー・チェックの項目とその使い方を提示する。

これまで日教組では、同和教育に取り組む教職員の方々が中心になって、人権教育を熱心にすすめ、成果を積み重ねてきた。これらの組織では、ジェンダー・フリーの教育に取り組むところも多い。「人権」に対する感受性が培われていることが基盤になっていると思われる。ところがこのなかには、「被差別部落の子どもたちが受ける差別に比べて、女性が受ける差別は深刻ではない」という受けとめ方もある。たしかに、被差別部落に対する差別が直接人間の尊厳を傷つけるものであるのに対し、ジェンダーによる差別は、それが差別であるとは気づかれない、むしろ肯定的にとらえられていることさえあるためわかりにくいといえる。しかし、このようなジェンダーによって、女性だけでなく男性もその個性や生き方を偏ったものに固定され、自分らしく生きることを妨げられているとすれば、しかもそのジェンダーが学校のなかで、教職員によって再生産されているとすれば、放置することは許されないのではないだろうか。

本報告が、ジェンダーの問題性に気づき、学校から性差別をなくしていくための実践に少しでも役立つことを願ってやまない。

なお、本報告の各文章は、執筆した委員の見解と責任でまとめられたものであることをお断りしなければならない。また、ジェンダーと教育をめぐって、さらに検討されなければならない問題も残されている。これらの点については、社会の変化と教育現場の実践をふまえつつ、今後研究が深められることを期待したい。

(中島 通子)

1. ジェンダー・フリー教育の成果と課題

——差別解消とコミュニケーションの活性化をめざして

(1) ジェンダー・フリー教育の目的

まず、ジェンダー・フリー教育の目的をはっきりさせておこう。それを広くとれば、「性別によって構成された社会の固定的なあり方を、教育という手段によってなくそうとする試み」となる。

性別によって構成された社会の固定的なあり方には、さまざまなレベルがある。法律や規則などに示された制度的なもの、職場や家庭などにおける慣習的なもの、人々の日常的なふるまいに現れる行動的なもの、人々の頭のなかにある意識的なもの、さらに、心のなかに存在する無意識的なレベルの「固定的なあり方」まで存在する。

とくに最近注目されているのは、日常的な行動から人々の意識、無意識レベルに根づいている「固定的なあり方」である。

なぜなら、人々の日常的な行動や意識、無意識レベルでのジェンダーの固定的なあり方は、なかなか変化しない。とくに、「男性は力が強い」「かわいい女性が好き」「異性を愛するのが正常だ」といった常識として存在しているジェンダーの固定的なあり方が問われることは少ない。これらの無意識的なジェンダーのあり方を変えようと、欧米で1960年代から始まる第二波フェミニズムは、「個人的なものは政治的なもの」というスローガンを掲げ、運動を行った。

まさに、教育こそが無意識的なジェンダーの思いこみを意識化させ、日常的に存在する固定的なあり方を問題化し、社会をよりよい方向にもっていく一つの有力な手段であることは疑いようがない。

ジェンダー・フリー教育を行わなければならない二つの理由

ジェンダー・フリー教育を行う理由、つまりは、性別によって構成された社会の固定的なあり方をなくす根拠を二つあげておこう。一つは、差別の解消、つまり、性別の固定的なあり方によって「被害」を受けることを減らすという理由であり、もう一つは、人々の

間でよりよいコミュニケーションを活性化させるという理由である。

性別の固定的なあり方が「不利益」をもたらすという考え方は、なかなか理解されにくい。性別の固定的なあり方によって、人間の個性が抑圧・否定されたり、選択肢が閉ざされたり、経済的・社会的に不利益な取り扱いを受けることがある。

例えば、「女性は理系には向かない」という思いこみによって、すぐれた能力の開花を妨げられるケースもあるし、「男性は力強い」という思いこみによって、力が弱い男性が「自分はだめだ」という否定的な自己意識をもってしまうこともある。また、「異性愛が普通」という思いこみによって、同性愛的指向をもつ人が、自分は異常だと悩みつづけることもあるだろう。また、「家事は女性」という思いこみによって、共働き女性に重い負担がかかったり、重要な仕事のチャンスから排除されることもあるだろう。

これらの不利益は、「個人的」な不利益であると同時に、「社会的」な不利益であることも念頭に置く必要がある。自己否定的な意識をもつ人が集まった社会は、暗く、面白くない社会であろうし、個人のすぐれた能力を引き出さない社会は、経済的にも非効率で活性力が低い社会となろう。日本社会の発展と活性化のためにも、ジェンダーの固定的なあり方の廃絶が求められるのである。

ジェンダー・フリー教育を行うもう一つの理由が、コミュニケーションのあり方の活性化である。「自由で対等な人間関係を楽しむこと」が人間の一つの目的ならば、今存在しているジェンダーの固定的なあり方は、それを妨げていると言わざるをえない。男はこうである、女はこうであるという思いこみによって、楽しい人間関係を築くチャンスが失われる可能性がある。型にはまった人間関係は、それだけで息苦しいものである。例えば、多くの人は、セックスを含んだ親密な関係を求める。しかし、「男性は性的に積極的でなくてはならない」「女性がノーと言わないのはOKした証拠」といったジェンダーに関する思いこみがあると、お互いが誤解し合い、関係が前進しなかったり、また、不本意な関係を強要されたり、精神的に傷ついてしまうことがある。

いま、青少年のみならず、大人の関係においても、自由で対等なコミュニケーションが実現しにくい状況が存在している。その結果、セクシュアリティを含んだ関係が不必要に苦しい状況が生じてしまっている。

人間関係、とくに、性愛関係におけるコミュニケーションの活性化のためにも、ジェンダーの固定的なあり方をなくす必要があるのである。

(2) セクシュアリティに関するジェンダー・フリー教育の必要性と課題

1) セクシュアリティとジェンダー・フリー教育

この二つの問題と関連して、とくに、セクシュアリティ教育とジェンダー教育の統合の必要性を指摘しておこう。

ここでは、セクシュアリティを「他人の身体を求める欲求」と広く定義しておく（詳しくは、江原由美子・山田昌弘『ジェンダーの社会学』1999年、日本放送出版協会参照）。

従来、性教育といわれた分野では、生殖のしくみといった生物学的な主題、もしくは、「愛情のないセックス（インターコースの意味）はいけない」といった道徳的主張を繰り返すだけのものが多かった。

しかし、教育現場で生じている問題は、生物学を教えたり、道徳の主張によっては、解決できないものが多くなっている。

それは、現代日本社会において、男女交際機会の増大、それともなう、平均初交年齢の低下、性情報の氾濫が生じており、「セクシュアリティを含んだ人間関係」について、低年齢のうちから自分で判断・対処しなければならない機会が増えているからである。

セクシュアリティを含んだ人間関係上の問題は、援助交際、性的暴力、ストーカーなどから、不本意なセックスの強要、うまくセックスできるかという不安、いつどのようにセックスすればよいかという悩み、ポルノ・メディアの利用、マスターベーション、そして、自分の性的魅力についての悩みまで、いろいろある。これらの問題、悩みは、中高生だけでなく、小学校高学年にも広がっている。

生物学や道徳の主張によっては解決できない理由は、「人を好きになる」という人間の特性があり、セクシュアリティがその手段としてある以上、セクシュアリティを禁じることは、「人を好きになる」そして、コミュニケーション関係を楽しむことを禁じることにつながるからである。また、セクシュアリティの欲求のなかには、男性／女性としてみられたいという欲求も含まれ、それを否定することは無理がある。

2) セクシュアリティの男女差の現状

現代社会においては、セクシュアリティにおける男女差が厳然として存在する。もちろん、セクシュアリティの男女差も社会的に形成されたものである。改変可能なものであり、不適切な性差は、改変していかなくてはならない。

ただ、現在の家族環境、ジェンダー環境を前提とすると、男性は、性的な積極性を身につける傾向が強い。それは、男性が、自分が男性であることを確かめるために、自分の性的興奮を利用し、性的経験が男世界のなかで評価されるという現状があるからである。つまり、セクシュアリティが、コミュニケーション手段としてではなく、男性性の確認や男性のなかでの競争の手段としても利用されていることを意味している。そのため、男性におけるセクシュアリティは、「強迫的」かつ「自己目的的」なものになりやすい。つまり、男性にとって、心理的に「やらなければならないもの」という意識が無意識的に植えつけられる傾向が強い。

その対極に、性的に価値をもったものとしての女性という存在が、男性のセクシュアリティの裏面として出現する。性的興奮の対象、男性に利用されるものとして女性の存在が浮かび上がる。女性は、自分の身体が、男性にとって利用価値があるものという認識を徐々に獲得し、自分の身体が男性にとって価値があるか（自分の身体が男性の性的興奮を引き起こすかどうか）について悩むのである。

現実の人間関係においては、コミュニケーションの手段としてのセックスと男性性を確認する手段としてのセックス、競争の手段としてのセックスは混在している。男性が、好きな人とセックスする際にも、男性性の確認や他の男性に自慢するという要素が含まれることが多いのである。また、女性にとっても、セックスを含んだ関係を楽しみながらも、自分の身体を、相手をコントロールする道具として（愛情をつなぎとめるなど）使用するという側面がある。

3) セクシュアリティにおけるジェンダー・フリー教育の課題

このような、現代日本社会におけるセクシュアリティの状況を前提にすると、ジェンダー・フリー教育にとって重要なのは、次の二点である。先の二つの課題をセクシュアリティの場に適用したものである。

- ① 現在存在しているセクシュアリティにおける性差意識によって、一方の性が不利益を被るケースをなくすこと。

男性の性的強迫性（性的に興奮したい、セックスをしたくてたまらない）に起因する被害をなくすこと。例えば、性的な関係の強要、性暴力などをなくすための教育が必要になる。

- ② セクシュアリティを含んだ人間関係において、よりよい男女間のコミュニケーションをとれるような「スキルや判断力」を身につけさせる教育が必要になる。

これには、強迫的なセックス関係や、性的興奮を自己目的としたセックス関係（男性側）や、自分の身体を利用して相手をコントロールする関係は、人間的なコミュニケーションに結びつきにくいことを教える必要がある。

具体的に、中高生（および、小学校高学年）の生徒にとってのセクシュアリティの中心的課題は、男女別次の二点に集約される。

男子生徒：自分の性的興奮にどう対処するか。

女子生徒：自分が性的対象として見られ、判断されることにどう対処するか。

近年の思春期以降の生徒のセクシュアリティ上のトラブルのかなりの部分は、この二つの問題を組み合わせることによって理解することができる。その際に、もてる生徒ともてない生徒が現実に存在することが、問題を複雑にしている（もてる男子生徒は、自分の性的興奮に、あっさり対処することができるが、もてない男子生徒は苦勞する。もてる女子生徒は、ノーと言えるが、もてない女子生徒は自分のセクシュアリティを手段化する場合もある）。

このような課題に対しては、知識を教えるということだけでなく、実感に即した教育が必要になっている。具体例に関しては、最後に述べる。

(3) ジェンダー・フリー教育の取り組みと成果

では、実際に、どのようなジェンダー・フリー教育の取り組みがなされており、どのような成果があるのだろうか。初等・中等の教育現場での教職員たちの取り組みは、二つに大別できる。一つは、

「混合名簿」の取り組みであり、もう一つは、「教育内容、実践のジェンダー視点での点検」の取り組みと名づけておく。

1) 象徴としての混合名簿

男女混合名簿への取り組みは、ここで詳しく述べるまでもないだろう。この運動が、ジェンダー・フリー教育の「象徴」となっていることに注目したい。

その最大の成果は、「教育にジェンダー問題がある」ことを、教職員や教育行政従事者、親、そして一般の人に認識させたということにある。男子と女子が名簿上分かれていることが差別になりうるということも多くの人に認識させたということは、ジェンダー・フリー教育を進展させる上で、象徴的な効果をもたらしたといえよう。

もちろん、実質的な効果も軽視してはならない。混合名簿化によって、女子の生徒会長が出現したり、男女生徒間のコミュニケーションが活性化するという、「無意識的」なレベルでの効果があることが指摘されている。どの程度の効果があるのかを測定することが、今後、研究者の課題となろう。

2) 教育内容、実践のジェンダーの視点からの点検——授業実践

教材や教員の態度など、教育内容や実践にかかわる事項のジェンダー視点からの点検は、いままで、研究者の間で行われてきた。教科書における男女の固定的な描かれ方とか、教職員の無意識的な差別的態度など、「隠れたカリキュラム」が発見されてきた。

近年のジェンダー教育の取り組みで注目されるのは、授業のなかで、ジェンダー視点による点検を行う実践が増えていることである。全国教育研究集会の「両性の自立と平等をめざす教育」でとりあげられた実践の多くがここに入れられる。

そのなかで、授業のなかで、教科書、漫画やテレビなどのメディア、日常生活などを題材にして、生徒自身に、社会のなか、そして、生徒自身のなかに存在する「ジェンダー固定的な意識」を浮かび上がらせ、問題化し、生徒と共に考えるという実践が報告された。

その点検内容は、①らしさの問題、②性役割分業の問題、③セクシュアリティの問題の三つに分けられ、とくに、セクシュアリティとジェンダーをからめた授業実践が現れていることは注目に値する。

従来の性教育では、男女の身体のしくみや妊娠の過程など、生物

的側面に偏重していた。男女のセクシュアリティに対する態度の差や、それが、どのような結果を生むか、それが、どのようにして形成されているかといったことまで踏みこんだ実践はなかった。新しい授業実践では、男女のセクシュアリティに対する態度の差や、異性愛といったものが、社会的に形成されたものであり、同性愛など多様なあり方があるという点にまで踏みこんでいるものがあるのは特筆される。

こうした実践は、単に、ジェンダーで固定化した実態を認識させ、ジェンダーによる偏見をなくすというだけでなく、生徒に「教科書」や「社会」に対する批判的な精神、および、偏見にとらわれない自律性を養うという効果もあるのではないかと思われる。

(4) 今後の取り組みにむけて

——コミュニケーション教育の必要性

ここまで、二つの主要な取り組みについてふれたが、ジェンダー・フリー教育の課題はこれに尽きるものではない。また、混合名簿化や教育内容のジェンダーの視点からの点検も、十分に広がっているとはいえない。取り組みのさらなる普及をめざす必要がある。

それに加えて、ジェンダー意識にとらわれず、自由で対等な人間関係を実現するにはどうすればよいかについての授業実践の取り組みも、今後重要になってくるとと思われる。

混合名簿の導入や隠れたカリキュラムの指摘などの実践は、いままである差別を解消するためには不可欠である。しかし、では、どのようにして自由で対等な人間関係、つまり、ジェンダーによる差別なき人間関係をつくるのかという点に関しては、消極的であった。

とくに、セクシュアリティを含んだ人間関係をどう構築するかのトレーニングに関しては、教える先生がセクシュアリティにおいて、自由で対等な人間関係を構築する経験に乏しい人もいないのではないかと推察される。

一つの提案として、心理療法などで使用される「コミュニケーション」の実践教育を行うことが不可欠ではないだろうか。次のような例が考えられる。

小学校高学年向け

ブラインド・ワーク（男女の身体的コミュニケーション）

内 容：一方が目隠しをし、もう一方が手をひいて、散歩する。それを交代で行う。終わった後、感想を話し合う。

ねらい：性的な興味で身体に触れることと、コミュニケーションを深めるために相手の身体に触れることの違いを体験させる。自分の感情を言語化して伝えることを学ばせる。

中学生向け

恋愛トラブル・ロールプレイング

内 容：次の状況を想定したロールプレイング・ゲーム。

①不本意なセックスをしてしまった女性と、なぜ嫌われたかわからない男性。

②性的に興奮したくて、好きでもない女性とセックスした男性と、付き合ってもらいたいために、自分の身体を利用した女性。

ねらい：男女のセクシュアリティにおける立場の差、その解釈の違い、個人差を含めて考えさせる。

高校生向け

セックスの場面でのアサーティブ・トレーニング

内 容：次の場合を想定して、嫌という練習を行う。

セックスをしたくないのに、嫌われたくない相手にセックスを求められた場合。

避妊をしてもらいたいのに、相手から馴れていると思われたいから、言い出せない場合。

ねらい：自分の嫌なことは嫌と伝えることができる練習。

これらの授業実践を、すでに、行っている教職員もいるだろう。しかし、それらを、ジェンダー・フリー教育の一環として、組織的に行う態勢を整える必要がある。

(山田 昌弘)

2. ジェンダーの視点からセックスとセクシュアリティを考える

(1) セックスの解明

1) ジェンダー概念とジェンダーの用法

ジェンダーという言葉が世界的に周知させることになったのは、北京世界女性会議行動綱領であろう。その行動綱領の文章において、ジェンダーの用法として一番多いのは、gender perspective (ジェンダーの視点) である。次にgender sensitive (ジェンダーに鋭敏な、ジェンダーに注視した) となっている。性別がどのように構築されているか、男女間が権力関係になっていないかを注視することに力点がある。一方、日本の男女共同参画2000年プランでは、「ジェンダーにとらわれない」という表現が多い。日本社会のジェンダーの固定化の強さを反映してか、「ジェンダーの鎖から解放されたて」(蔦森樹『男でもなく女でもなく』勁草書房、1993年)といった用法がよく見られる。ここでは、ジェンダーは固定的で不自由な性別の存在形態や認識をさしている。だからこそ、バリア・フリーからヒントを得た、ジェンダーのバリア(壁、段差)をなくすという意味で、ジェンダー・フリーという表現が使われるようになったのである(東京女性財団編・刊『ジェンダー・フリーな教育のためにI、II』1995-96年)。

また、ジェンダーの用法は、概念として用いられるときと、存在形態として用いられるときがある。それは、階級の用法と同じ性格をもっている。「階級の視点で分析する」「階級概念」といった場合は、分析概念として階級を用いている。「労働者階級」「階級問題」といった場合は、階級の存在形態を示す。ジェンダーも「ジェンダーの視点」「ジェンダー分析」といった場合は、分析概念として用いているが、「18世紀イギリスのジェンダー関係」「ジェンダーにとらわれている」といった用法の場合は、女や男の関係性や存在形態を示す。

したがって「ジェンダーの視点からみる」とは、「今ある性別の存在形態や認識は社会的につくられたものではないか、性別間の関係性は権力関係としてどのように構築されているか」とみることであり、ジェンダー概念とは、「性別は社会がつくった（構築した）ものとみる概念」なのである。

2) セックスの解明

現在、セックスは生殖器官や身体をさし、ジェンダーは役割や「らしさ」を示しているという、セックスとジェンダーを分野的にとらえるものとする理解、さらにセックスは変えられないがジェンダーは変えられると考える認識が定着してきている。

例えば、教育研究集会の報告にも、セックスとジェンダーについて次のように説明されているものがある。「おとこらしさ、おんならしさという社会的に作り上げられた性別役割（ジェンダー）に縛られることなく」とか、「生まれたときにすでに決まっていて、自らの手で変えることの出来ない身体上の性の区別、『女性・男性（生物学的な性差）』に対して、私たちが育っていく世の中で身につけ、これまでは当然とされてきた『女はやさしく控えめに』『男は強くたくましく』『男は仕事をして家族を養い、女は家事・育児などを担う』など、行動や役割を固定的にとらえる性別を『ジェンダー（社会的に文化的につくられた性差）』といいます」（日本教職員組合教育研究全国集会『両性の自立と平等をめざす教育』、1999年1月）とある。

ジェンダー概念の成立により、性別は「つくられたもの」という認識が定着しつつあることは画期的なことである。しかし、私たちは、セックス（生物学的性別）に対する認識をあまりにも自明視していないだろうか。今後は、セックスの解明と教材化が課題なのではないだろうか。

現在セックスの解明は、自然科学の学問分野と歴史をつなぐ科学史の研究において盛んになってきた。身体上の性別に対する認識は、歴史的にみれば、かなり変化してきている。例えばトマス・ラカーは、生殖器が外に出ているのが男で、中に入っているのが女というワンセックス・モデルから、男の性器と女の性器はまったく異なるものだという18世紀のツーセックス・モデルへの転換という解剖学的性器の認識の変化によって、生殖器官の差異がすべての男女の

差異を規定しているという認識を成立させたことを明らかにしている（『セックスの発明』工作舎、1998年）。

どちらの生殖器官を有しているかによって、人間の個々人の能力が「決定される」と考えることの誤りは、現実に存在する女と男の具体的な事例をみれば、明白である。セックスをジェンダーの視点からみるということは、セックスすなわち、身体上の性別に対する認識も社会的に構築されているところがあるかもしれないという観点から検討することなのである。

(2) セクシュアリティとは何か？

1) セクシュアリティと性的欲望

セクシュアリティは、19世紀の終わりから20世紀にかけて誕生した言葉であり、明確な定義ができないと述べられることが多い。現在の辞典類や論文には「性現象」「性的なことをあらわす」「性的欲望」（M・フーコー）、「人間の情動的な、身体的快楽と関係する、心身内的な他存在指向の傾向性を中心とする行為を意味するもの」（斉藤光）とある（岩波講座現代社会学10『セクシュアリティの社会学』1996年）。この「性的なこと」の中心には、「性的欲望」があると、もはや私たちは理解している。だが「性」という言葉で、「性的欲望をめぐる事象」をとらえたのは、日本でも近代になってからである。明治30年以前の「性」は、辞典類ではNatureと対応づけられ「自然、生まれつき、性質」の意味としてあった。「性的なこと」は、近世からあった「色」とか「淫」が示していた。日本において「性」が「性的なこと」の意味に定着していくにあたっては、「性欲（性的欲望）」という語、概念が重要な位置を占める。「性欲」は、医学的領域では、明治20年代に「本能的衝動を示す」ものとして採用されているが、現在の意味での「性欲」は、森鷗外が明治29年に小説のなかで使用し、「性欲雑説」（1902-03年）で医学・衛生学領域にも定着させたという（斉藤、前掲書）。

したがって、セクシュアリティ概念は「性欲（性的欲望）」という概念によって成立したといってもよいと私は考える。「性欲（性的欲望）」という概念は、人間が性的状況に入る「内的な動因」を確定した。人間が「性的なこと」を行うには、他の生物とは異なる（かもしれない）「内的な動因」がある。その内的な動因である「性

欲（性的欲望）」は、「性的なこと」と「主体」「人格」「本能」を結びつけ、また「生殖」のみではなく「快楽」をも浮上させた。セクシュアリティが、「性欲（性的欲望）」を媒介にして「本能」を強調するときには、生物学的性別であるセックス、なかでも生殖器官の規定性をかなり絶対視することになる。一方、「性欲（性的欲望）」を「主体」「人格」に結びつけるときには、「欲望を規制できる人格」をもつことが人間に要求され、「欲望を統制できないものは人格破綻者」として罰する法律が制定される。「性欲（性的欲望）」は、人間の「性的なるもの」を、「本能」であるが「人格」の問題であり、私的なものだが社会、国家の管理が必要なものとして形づくられるように方向づけた。また、「性欲（性的欲望）」は「快楽」を求めるが、「生殖」と「快楽」が一致することが望ましい性的行為という性規範を生じさせた。それがゆえに異性愛が正常で同性愛を異常性欲とし、生殖に結びつかないマスタベーションを「手淫」の害として罪悪視することになった。「生殖」と「快楽」が一致することが望ましいとする性行為観は、とくに女性の「性」を結婚制度に結びつけた。結婚まで「処女」でない女性は「傷物」の烙印が押され、性規範は強く作用した。男性には、性道徳の二重性が容認され、国家は結婚制度と結びつかない「性欲（性的欲望）」に対し、公娼制度を提供したのである。

2) ジェンダーの視点でとらえたセクシュアリティ

「性」を解明するために、1900年代前後から今日に至るまで、フロイトの精神分析、ハバロック・エリスの性病理学や性科学、ミードやマリノフスキーなどの性をめぐる観念と制度を扱った文化人類学、キンゼイなどの性行動学、愛、性、婚姻、家族、性道徳とナショナリズムをめぐる社会史研究、フェミニズム研究、ゲイ・レズビアン研究などの研究が進んでいる。しかし、ジェンダーの視点からセクシュアリティをとらえる視点——すなわちセクシュアリティは、つくられたものであるという社会構築的視点——としては、M・フーコーの『性の歴史』^{セクシュアリティ}（全3巻、新潮社、1986－89年）が、一番明確と言えるであろう。

一方、フェミニズムも、現在のセクシュアリティ構造の分析に向かった。現在セクシュアリティのテーマとしてあげられるもののほとんどが、主に1960年代後半からのラディカル・フェミニズムに

よって提起されている。

性交は男が攻撃的で女が受動的であることが普通という認識への疑問、男がペニスを誇示し、インターコース（ペニスの挿入）によって快樂がもたらされるという男根中心主義の性交批判、妊娠・出産・中絶の決断を「女性の自己決定権」と発想することの提起、同性愛を異常とみる性的指向の偏向、性暴力・性犯罪・性的いやがらせを性的人権の蹂躪ととらえる人権概念の提唱、強姦罪など性暴力・性犯罪に対し、軽い刑罰しか科さない現行法改正の提起、男の性欲は本能だから抑えられないとする性道徳観の批判、ポルノグラフィ、メディア、性産業等に激化している性の商品化の規制、画一化された性的魅力をダイエットやエステで成就することへの省察など、フェミニズムにとってセクシュアリティは、これまでタブー視された事象であったがゆえに、抑圧の装置化については次々に根源的な提起がなされた。

男性からも、同性愛を異常としてきたセクシュアリティに対し、ゲイ・ムーブメントが開始された。「セクシーな女」と同様に「セクシーな男」も、男を抑圧するセクシュアリティ規範として作用していることも明らかにされていった。

ジェンダーの視点、すなわち社会的に構築されたものとしてセックス、セクシュアリティをとらえてみると、一つには、「性欲」が、「セックスに規定され」「本能であると思込まされた」セクシュアリティを成立させたと見ることができる。性をめぐる現象のすべてを、「性はつくられたもの」というジェンダーの視点から分析することにより、セックスとセクシュアリティの連関が、実に明確にみえてくるのである。

(3) 「両性の自立と平等をめざす教育」のジェンダー分析

1) ジェンダーの視点からのセックス、セクシュアリティの教材化

ここでは、すでに試みられている「両性の自立と平等をめざす教育」の実践を、ジェンダーという「性の社会構築性」の観点から検討したい（日本教職員組合第48次教育研究全国集会報告書、第16分科会『両性の自立と平等をめざす教育』、1999年1月。以下報告書と略称）。

報告書にも、ジェンダーとセクシュアリティ、セックスを性の三

分野として説明しているものがある。生殖（性器、性交）の分野、ジェンダー（役割分業、特性、らしさ）の分野、セクシュアリティ（性的指向、生き方）の分野という分け方をしている。一般にはここでいう生殖の分野をセックスの分野と表現することのほうが多いであろう。そして、ジェンダーとセクシュアリティ、セックスの関係性については、セックスを基盤にジェンダーとセクシュアリティをとらえている。だが、自明視しているセックスとセクシュアリティが、どのように認識されるようになったかを解明することが、ジェンダーの視点に立つということなのである。

報告書においてもジェンダーの視点からセックスとセクシュアリティをとらえている、注目すべき実践がある。

それは「性の指導にみられる隠れたカリキュラム」としてあげられている。教育慣行や教職員の言動を通じて、意図せずに伝わるメッセージを隠れたカリキュラムというが、そこにジェンダー・バイアス（性別認識や秩序にかかわる偏向）が存在することは、近年指摘されるようになった。現在では、男女混合名簿や男女混合徒競走などの実践がみられるが、セックス、セクシュアリティをめぐる、そのジェンダー・バイアスが自覚化されることはあまりなかった。例えば自覚化の例として次のような留意が必要とされている。

「男女交際」という表現が使われるが、人を好きになることなら相手は「異性でも同性でもいい」とする。「親（母親）が一生懸命育てた（産んだ）命だから大切」というメッセージを送ることが多いが、「親がいてもいなくても、誰が育ててもあなたはこの世にたった一人しかいない大事な人」とする。「命の鎖」と表現し、産むことを価値づけることが行われているが、「産まないことも選ぶことができる」と伝える。「母性は女性に備わった本能」と説明することがあるが、その考え方は「女性の能力を拘束する」一方、「男性の子育て能力を認めない」ことになる」と説明する。

その他、私が知る例では、東京都国立市の『男女平等教育指導手引』の「性の教育」に同種の留意がみられる。そこにも「第二次性徴は、女らしい体、男らしい体になるのではなく、大人の体に近づく」と説明する、「経血を汚物とすることは止める」「生理の歴史を教える」などが教材化されている。

報告書に記載されていないが、実は全国でこうした一つひとつの気づきによる実践が行われていることであろう。この実践を、セッ

クス、セクシュアリティをジェンダー視点からとらえなおす実践として自覚化することが大事なのである。

次に同性愛、異性愛および性同一性障害についての認識は、急速に実践が進んでいる。ある報告例は、同性愛は病気ではなく性的指向であることをWHOが1993年に定めたが、同性愛の人たちへの偏見が強いことを紹介し、生徒に同性愛かもしれないと思っている人をあげさせるものであった。生徒があげた、シャズナのイザム、有森さんの夫、おすぎとピーコ、美輪明宏らは、同性愛者なのか異性装者なのかを検討し、性同一性障害と同性愛は混同されているが異なること、性には、生物学的（生殖器中心的）性、性自認、服装の嗜好、性的指向などいろいろなありようがあることを説明し確認しあっている。子どもたちが考えるモデルが増えてきたことに時代の流れを痛感する教職員も多いことであろう。このようなテーマは、今の子どもの認識に基づき展開することが説得力をもつ。さらに、同性どうしの婚姻ができる国のあることに触れ、異性愛中心の日本の家族、婚姻制度に気づくきっかけがあればと思われる。

性暴力についての取り組みには、いじめや性被害にあった場合にも、「ノー！」と言える子どもにすることをねらいとした教材化がなされているものがあつた。ある女の子が親戚の家に行き、セクハラを受けかけたという絵話を教材とし、性被害に遭遇したときの対応を押さえたものである。とくに性的被害の場面では、恐怖で金縛り状態になってしまうこともある。こうしたときの対応として、敏捷で適切な子どもの自己表明力を培うことは重要である。男の子にも加害者として、被害者として性暴力について考える機会を与えたい。

次の報告は、「軍隊慰安婦」問題（中学校）をとりあげたものであり、日教組ならではの実践と感銘をうけた。教職員自らがハルモニと出会い、交流するなかで、あるハルモニが自分の生涯を絵にしたものを教材にしている。慰安婦問題の事実を知れば知るほど、その重さに何から取り組んだらよいか困惑する教職員も多いらしい。しかし、レポート提出者の企画する「クリスマスとハルモニとともに過ごそうツアー」と名づけられた韓国旅行には、各地区支部からの参加があり、取り組みの継続が確認されたという。また、学習会としては、最近岩国の米兵が女子学生を暴行したことを現地新聞から学習し、そこのフィールドワークを行ったことが報告されて

いる。こうした教職員の熱意と学習の成果が、子どもたちに伝わるのである。さらには、「戦争や軍事的制圧と性的欲望」のセクシュアリティについて、考えることを促してほしい。

小・中学校では、生徒間の恋愛と性行為をめぐる、妊娠と中絶があり、その解決に悩みがあると思われる。報告書に、高校生の克也と希世の、妊娠をめぐるの対応を描いた、行き届いた授業展開の実践があった。教員が授業後の課題としてあげた点に注目したい。

「生徒たちは、とても真剣に授業に参加し、ホンネで意見を述べ書いた。(中略) 授業を通じて男女生徒の感じ方、考え方の違いが浮き彫りにされ、お互いの考え方・感じ方を知るとてもいいきっかけであったと思うと女子生徒は書いている。しかし男子生徒は『女の子はこう考え、こんなふうを感じるのか』と誰一人書いてくれなかった。二人の理解・愛情という観点を飛び越えて、いきなり『中絶はいけないと思った』という感想が大部分である。教材でも希与は『自己決定力』のなかった自分に気づき、克也を越えて一步踏み出した。けれど克也はどうであろう。克也ももっと考え、変わらなければならないはずである。これからは、『教室の克也たち』を成長させる授業をしなければならない。『克也』が成長し、男子生徒のなかから克也批判が起こるとき、『男女の自立と平等』が大きく前進するのだから」。ここには、日本の男の子のジェンダー形成の現実が反映されている。これからは、日本の男子生徒のジェンダー形成調査を行い、諸外国のジェンダー・フリー教育のように、男子生徒を対象としたプログラムの作成が望まれる (S・アスキューほか『男の子は泣かない』金子書房、1997年)。それも男性教員と女性教員が、男子生徒を中心とした教材作成を行うことにより、教職員間のコミュニケーションが深まる機会になると思われる。

2) 生徒と教職員の「これから」のために

最後に教研集会の報告書を読みながら、気づいたことをまとめておきたい。

第一に、臨床の場(保健室)からの提起をもっと大事にしなければならないということである。教室で、熱意と実力のある教員のすぐれた授業実践で学ぶこともたくさんあるであろう。自立へと力をつけることもできるであろう。だが、大学教員である私も遭遇する多数の摂食障害経験者、幼児期からの性暴力の恐怖、買い物嗜癖症、

自己肯定できないがゆえに行う性交、家庭内暴力の経験、性的ないじめなどの相談に応じたり、語ることができない子どもたちの行き場は保健室のようだ。

第二には、教職員が生徒のジェンダーの現実を把握する調査を行うことである。生徒は教材を理解するとき、生徒のジェンダー認識を反映した受けとめ方をする。男の子、女の子に与えられる玩具、遊び、親子関係、友人関係、教職員との関係の経験から教材を理解する。授業をすすめるなかで、生徒のジェンダー認識を顕在化させたり、状況把握する調査を行い、授業実践に生かすことが重要である。

第三には、授業方法の問題である。教員もフィールドワークで実感を得る。ならば、生徒を教室に閉じこめず、学校外に出て学ぶ実践をできるだけ試みることはできないだろうか。生徒たちの限られた視野を広げ、感性レベルでの認識ができることが大切である。

第四に、ジェンダーの視点からのセックス、セクシュアリティを実践化する「性の教育」「性の指導」を行い、男女平等教育との分断を補い、「両性の自立と平等をめざす教育」ないし「ジェンダー・フリー教育」として統合的にとらえ、実践することである。

ジェンダー概念は、その新しさゆえに「正しい知識」として生徒に提示し、それを理解しているか否かを「試験」という方法での「知」の獲得の確認ができない。そうすると、学校教育へのジェンダーの視点導入の最も大きな意義は、知識を正しく把握しているか否かを試験してきた学校の教室における「知」の伝達の形式を変えることにある（館かおる「ジェンダー・フリー教育のコンセプト」『教育学年報6 ジェンダーと教育』世織書房、1999年参照）。ジェンダー・フリー教育の可能性は、「知」がつくられるプロセスを知り、新しい知を生み出す力を得ること、「知」そのものに対する認識を変えることにある。

ジェンダー・フリー教育が、近代学校原理から21世紀の教育システムへと移行する際の、根幹部分を担っていることは確かである。

（館 かおる）

3. 「女性に対する暴力」とジェンダー

(1) 学校のなかのセクシュアル・ハラスメント

文部省によると、教え子らへのわいせつ行為で懲戒処分などになった公立学校の教師は年々増え続け、1996年度は66人にのぼった(朝日新聞、1998年9月20日)。しかしこの数字は、まさに氷山の一角にすぎない。

養護教員のグループが、高校生の性にかかわる問題について話し合いをすすめるなかで、教員・生徒間のセクシュアル・ハラスメントは、予想をはるかに超えて深刻な事態であることが明らかになったという(内藤美智子「急がれる教育現場の性暴力点検」『女も男も』1999年冬号、労働教育センター、43頁)。生徒指導を理由に身体にふれ、性的ないやがらせをされた。性的関係を強要され続け、精神的に不安定な状態になり、登校できないでいる。援助交際を教員に迫られ、脅かされているなどを含めセクハラは日常的状況にあるという。しかし、問題解決に取り組むときさまざまな障害があり、解決できたことよりできなかったことが多い。生徒たちは幼い頃のこと、小・中学校で受けた「つらくて悲しくて悔しかったこと」などを、高校生になってようやく話すことができることがしばしばある、と報告されている。私も最近、教員からセクシュアル・ハラスメントを受けて深く傷つき精神的に不安定になって治療を受けている生徒の親から相談を受けながら、結局解決できなかったつらい経験をした。懲戒処分などを受けた66人の陰に、その何百倍、何千倍という行為者と犠牲者がいることを思わずにはいられない。

また、校長を含めた教職員間のセクシュアル・ハラスメントがある。日教組女性部が1993年11月から12月に調査した結果によると、回答した女性の45%が「何らかの性差別的対応、性的いやがらせを受けている」と答えている。さらに1996年に労働省が女性労働者を対象に行った調査によれば、「セクシュアル・ハラスメン

トを受けた」との回答は62%に達した。予想を超えるこの実態が、男女雇用機会均等法にセクシュアル・ハラスメント防止に関する規定を新設させる動機の一つになった。

これらの問題の大きさと重さを考えるとき、セクシュアル・ハラスメントを生み出す装置の一つに、学校があることを否定できない。これは現在の学校のなかで子どもたちのセクシュアリティが、ジェンダーに基づいて固定的で偏ったものとして形成されているという問題でもある。

(2) セクシュアル・ハラスメントとは何か

多くの教職員は、自分のクラスや学校でセクシュアル・ハラスメントなど起こるはずがないと思っているかもしれない。1993年の日教組女性部調査に対し男性教職員からの少なからぬ反発があり、協力が得られない組織もあった。そのなかには、違法なセクハラとは、強姦や強制わいせつのことで、「スキンシップ」として身体に触ることや、冗談で励ますことまでセクハラと騒ぐのはおかしい、という考えがあったと思われる。

しかし1999年4月1日から施行された改正均等法は、セクシュアル・ハラスメントを、それに対する女性の対応により不利益を受けたり、就業環境が害される「職場における性的な言動」と定義し、指針には、性的な関係の強要の他に、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を流布することなどがあげられている。国家公務員に関する人事院規則は、その対象をより広く定義し、具体例についても「女の子（男の子）」「おばさん（おじさん）」など、個人の人格を認めないような呼び方を含めて、セクハラになり得る言動として注意を促している。

セクシュアル・ハラスメントとは、性（ジェンダー）に基づく暴力の一形態とされている。1993年12月の国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」は、「『女性に対する暴力』は、女性に対する肉体的、精神的、性的（セクシュアル）または心理的損害または苦痛が結果的に生じるかもしくは生じるであろう性（ジェンダー）に基づくあらゆる暴力行為を意味し、公的または私的生活のいずれで起こるものであっても、かかる行為を行うという

脅迫、強制または自由の恣意的な剥奪を含む」と定義し、具体例として、職場、教育施設におけるセクシュアル・ハラスメントがあげられている。

以上のおり肉体に直接加えられる物理的な暴力の他に精神的、性的、心理的な苦痛が結果的に生じる可能性のある行為も、女性に対する暴力なのである。行為者が相手に苦痛を与えようという目的をもたなくても、あるいは苦痛を与えるかもしれないという認識をもっていなくても、結果的にそのような効果をもつ行為は、やはり女性に対する暴力となるのである。

(3) 「女性に対する暴力」はなぜ起こるのか

このようにいわれると、男性たちのなかには、「何が暴力なのか、とくに何がセクシュアル・ハラスメントなのかわからない」と戸惑う人がいるだろう。結局女性が何を苦痛と思うかを知り、男女のコミュニケーションギャップを埋めることが必要ともいわれる。労働省がセクシュアル・ハラスメント対策のために最初に行ったのも「コミュニケーションギャップに関する研究会」を設置し、研究することだった。1章でも述べられているとおり、コミュニケーションを活性化することは重要である。しかし両性間の対等なコミュニケーションを可能にするためには、現在それを妨げている原因を知り、それを除去する必要があるだろう。

両性の対等なコミュニケーションを妨げているもの、そして女性に対する暴力を生じさせ、持続させる原因、それは第一に、歴史的に形成され社会構造になっている男女の力関係の不均衡であり、第二に社会的、文化的、心理的につくられた性別すなわちジェンダーである。とくに「性のダブルスタンダード」をはじめとするジェンダーによって偏って形成されたセクシュアリティに関する通念は、女性に対する暴力を暴力として告発することを妨げてきた。

セクシュアル・ハラスメントの他ドメスティック・バイオレンス（夫から妻に対する家庭内暴力）や武力紛争下における集団レイプなどが、女性に対する人権侵害として国際的にとりあげられるようになったのは、1990年代になってからである。人身の自由という男性には最初に認められた基本的人権が、女性に対しては20世紀の終わりになるまで広く認められなかったのは、それが、家庭およ

び「性（セクシュアリティ）」という「私的領域」における問題であり、外から介入すべきでないといふみなされたためである。

1960年代後半、第二波フェミニズムは「個人的なことは政治的なこと」というスローガンを掲げて「性支配」の構造を告発した。その後の20年余りの間に、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス、さらに日本の「軍隊慰安婦」や旧ユーゴの武力紛争下における集団レイプを告発する運動などが世界的な規模で広がり、国連の「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されるに至った。そして各国では、性暴力禁止法の制定などを含むさまざまな取り組みが行われているのである。

しかしここで今必要なことは、男女の力関係の不均衡がどのような形で個人的な関係のなかに反映されるのか、ジェンダーによって偏って形成されたセクシュアリティは何をもたらしているのかを、身近な問題として具体的に知ることだと思ふ。

第一の権力構造の問題について、セクシュアル・ハラスメントの事例で考えてみよう。多くの場合男性は、好意をもって行ったのであり、女性はそれを拒まなかったからハラスメントではない、と主張する。たしかに現象としてはそのような場合があり、なかには上司である男性と部下である女性の間に関係が継続することさえある。このような場合でも、それが女性にとって望まない関係であれば、セクシュアル・ハラスメントとして違法な行為と認められるのである。その決定的な要因は、男性と女性の間に関係が存在するという事実である。上司などの要求を拒めば仕事上あるいは研究活動や競技活動上不利益を受けるとの恐れから性的要求を拒むことができない場合、それは直接的な暴行・脅迫が行われなくても、やはり女性に対する暴力になる。これを認める判例はいくつも存在するし、私自身が取り扱ったケースのなかにもある。女性が権力をもてば同様のことが生じ得るが、圧倒的に男性が権力をもつ社会関係のなかで、この権力関係をぬきにして女性に対するセクシュアル・ハラスメントの成否を考えることはできないのである。教職員と生徒との関係においても同様である。

第二のジェンダーによって偏って形成されたセクシュアリティについては、1章で述べられているとおり、男性のセクシュアリティには強迫性と攻撃性、女性のセクシュアリティには受容性と消極性があるという通念、すなわちセクシュアリティのダブルスタンダー

ドによって、女性に対する暴力が正当化され、かつ女性の告発を著しく困難にしている。

性暴力を受けた女性は、「被害にあうのは女性にすぎがあるから」とか「逃げなかったのはそれを望んでいたからではないか」と非難され、告発しても警察や裁判所などでさらに辱めを受けるといわれてきた。セクシュアル・ハラスメントの民事訴訟でも、「逃げたり、助けを求めなかったのは不自然だ」とか、「直後にそのことを他の人に話さなかったことも不自然である」などとして、女性の訴えを否定する判決が、いわゆる横浜事件と秋田事件で相次いたが、「強姦神話」は誤りであるという諸外国の研究や心理鑑定などによって、いずれも控訴審判決で覆えられ、女性の逆転勝訴となった。

社会的・文化的・心理的につくられたジェンダーに基づくセクシュアリティに関する通念が揺らぎ始めたといえるかもしれない。

(4) 「性の自己決定権」をどう考えるか

しかし一方で、ポルノグラフィ、性の商品化情報などメディアを通じてのセクシュアリティのジェンダー化はますます強まっている。性の商品化批判に対しては、「表現の自由」や「性の自己決定権」を論拠とする反論がなされ、「援助交際」などをめぐる論点の整理や新たな認識の深まりが求められている。この点に関する今後の論議のために、次のように考えられないだろうか。

「表現の自由」との関係についていえば、「表現の自由」は、「性暴力を受けないという女性の人権」を侵害する自由を含まない。人権論の課題である人権と人権の調整において、女性の人権を重要な人権として位置づけるかどうかの問題である。

次に、「性の自己決定権」については、「個人の自己決定権という形式」と「個人の尊厳という実質的価値」の緊張にみちた関係という、やはり人権論の大きな課題との関連で論議が深められる必要がある。

性暴力と性の商品化を峻別し、相手の意思に反する性的言動は性暴力であるが、自ら選んだ性の商品化は「性の自己決定」であるから批判できないという議論がある。そして、子どもにも「性の自己決定権」があるから、「援助交際」についても同様であると。

たしかに「性の自己決定権」は尊重されるべきである。しかし、

セクシュアル・ハラスメントの裁判事例でみたとおり、権力関係のもとで本人の意思であるか否か、自己決定に基づいて対応したか否かは、それほど単純に判断することはできない。

さらに男女別のセクシュアリティが、社会的・文化的・心理的につくられたものであり、その形成には、性産業とマスメディアによる大量の情報が大きな影響力をもつ状況のもとで、性の自己決定に基づく「性の商品化」という概念自体が矛盾をはらむものとならざるを得ない。

子どもの場合、その矛盾はとくに大きい。もちろん、子どもにも「性の自己決定権」は認められなければならない。しかし子どもが買春に応じたり、ポルノグラフィの被写体になることに同意することを、「性の自己決定権」の行使として無条件に尊重するのは妥当ではない。これを買う側の処罰という形で規制したのが、今年成立した「児童買春・児童ポルノ禁止法」だが、法律で禁止するだけで問題は解決しない。子どもたち（男の子も女の子も）のセクシュアリティがどのように形成され「性の自己決定」がいかになされているかを検討し、子どもたち自身に「性の自己決定力」をつけていくことこそが重要である。学校における性教育はそのようなものとして位置づけられる必要がある。

北京会議で採択された行動綱領では、女性および少女に対する暴力に関し、多くの項目が設けられているが、次の項目はとくに重視される必要がある。

「メディアにおける女性への暴力描写、とくにレイプまた性的奴隷状態を描いたものが、ポルノグラフィなど、女性および少女をセックスの対象物として扱うやり方とともに、後を絶たない暴力の横行を助長する要因で、地域社会全般、とくに子どもと若者に悪影響を及ぼしている」（118）。

「少女と少年ならびに女性と男性に、家庭、地域社会および社会における暴力の個人的、社会的な悪影響に対する感受性を養わせるための情報キャンペーンおよび教育・情報プログラムを編成し、資金を提供すること。暴力を伴わない意思疎通の仕方を彼らに教え、暴力の被害者および潜在的な被害者のために、そのような暴力から自分自身と他を守られるようにする訓練を促進すること」（125〔g〕）。

(5) セクシュアリティにおけるジェンダー・フリー教育

以上をふまえて、セクシュアリティにおけるジェンダー・フリー教育は、次のようにすすめる必要があるだろう。

①セクシュアリティに関するジェンダー・バイアスに気づき、考える教育

- ・具体的には後述のようなジェンダーチェックを行い、生徒同士で議論する。
- ・性暴力（肉体的、性的、心理的暴力）がもたらす苦痛について実感・共感できる感受性を育み、暴力を伴わないコミュニケーションの仕方を学ぶため、ロールプレイなどを行い、感想を述べあう。
- ・一定年齢以上の子どもに対しては、性暴力の被害者の手記や前記の一審と二審でまったく逆の認定をしたセクシュアル・ハラスメントの判決などを教材化して、考える授業をする。
- ・対等な関係におけるセクシュアリティの楽しさ、すばらしさについて、同性愛など多様なセクシュアリティを含めて実感・共感できる授業をする

②「性的自己決定力」をつける教育

- ・年齢に応じてマンガ、テレビ、ビデオなどを使い、メディアリテラシー（情報を批判的に読み解く）の力を育てる授業をする。
- ・女子には自己の意思を表現する力をつける訓練（アサーティブ・トレーニング）、男子には暴力を伴わない自己表現、自己コントロールのトレーニングのプログラムを開発し、授業実践する。

（中島 通子）

4. 「ジェンダー環境」のなかで子どもたちは ——小学生用ジェンダーチェックの提案

(1) 「ジェンダー環境」という尺度

子どもたちは、「自分はこの存在だ」「私はこうありたい」という自己認識や自己形成のなかで、どのようにジェンダー意識を形成していくのか？ 個別具体的な場面で、どのようなジェンダー・バイアスを内面化しながら、同性や異性とのジェンダー関係を形成していくのだろうか？ そのプロセスに対し、学校・家庭・社会という子どもたちの生活の「場」は各々、「ジェンダー環境」として、どのような意味をもっているのだろうか。

この「ジェンダー環境」とは、子どもたちの生活環境（学校・家庭・社会）において、基盤となるシステムの男女構成や配分、力関係（重要な決定への参画の度合い）、個別の仕事の役割分担、女性像・男性像、両者の関係性（ジェンダー関係）などを、子どもたちの発達（自己形成や他者認識、社会観の形成等）やジェンダー意識に及ぼす影響という観点から、点検するための尺度となるとらえ方である。

(2) 子どもの自己形成と「ジェンダー環境」

子どもたちは乳幼児期においては、生まれ育った自分の家庭での父母や祖父母らのライフスタイルから、家庭内のジェンダー関係を認識し、それを一定の基準として家庭像を形成すると考えられる。例えば、子どもの父母が「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業を軸とした、明確に異なる役割を担っていれば、その家庭像も、男女の役割の違いを基本としたものになりやすいであろう。「男は仕事、女は仕事と家庭」というタイプの共働き家庭でも、ある程度までは同じことがいえるかもしれない。他方で、共働きで父母が家事・子育てに同様に携わるような家庭では、男女の役割の違いをそ

れほど重視しない形での家庭像が形成されるかもしれない。

これらの家庭像を背景に、子どもたちは、自分の身体への認識を深めるなかで、性別（セックス）に応じた、役割期待・「らしさ」など（ジェンダー）を内面化しつつ、自己イメージを形成していくと考えられる。

学童期になると、このジェンダーの内面化過程が、より複雑化してくる。先の家庭像に関していえば、自分の家庭（「うちの当たり前」）と友人等の家庭（「よその家での当たり前」）を引き比べて、その共通性を確認したり、両者の「違い」に戸惑ったりするようになる。また、マスメディアが流す情報やアニメなどに見られる家庭像と比較して、自分の家庭を客観化し、素朴な疑問や新たな認識を抱いたりするようにもなる。さらに、この時期の子どもたちは、「世間での当たり前」（常識や通念）に敏感であり、親たちや周りの大人たちの「タテマエ」と「ホンネ」のずれに疑問を呈したり、「世間」とは「違う」ライフスタイルに対し、一種の「正義感」から攻撃的に対応する場合もある。

(3) 子どものジェンダー意識の中核に、ジェンダー・フリーの価値観を

これらの意味で、小学生期の子どもたちが、身近な人間関係やマスメディアを通じてどの程度、多様な男女像（ジェンダー・モデル）や柔軟なジェンダー関係に触れることができるかが、価値観の形成に重要な鍵となる。同時に、この時期にこそ、「世間の当たり前」（「男は仕事、女は家庭」「男は男らしく、女は女らしく」「男向き、女向き」「男の世界、女の世界」等）以外に、家庭やジェンダー関係のあり方を規定していく、人権尊重と連帯感に基づく価値観があることを、明確に示す必要がある。

その価値観こそが、ジェンダー・フリーの考え方である。男女が、ジェンダーに縛られずに、一人の人間として生き生きと自己実現・自己表現し、また人間同士の信頼関係の上に、互いの人権を尊重し、思いやり、協力しあって、ともにより住みやすい家庭や社会をつくりあげていく、という考え方である。子どもたちの自己形成の基盤がつくられるこの小学生期に、「世間の当たり前」に代わる判断基準として、ジェンダー・フリーという自他の人権尊重の考え方を明

確に示していくことこそが、子どもたち自身のために、求められているのである。

学童期は、心身の成長・発達著しい時期である。とくに第二次性徴期に起こる身体の変化は、子どもたちが男女の「違い」を強く実感し、心理面で大きな影響を受ける機会となりやすい。この時期にこそ、身体的・生物学的な性別（「セックス」）の違いを、社会的・文化的性別（ジェンダー）の違いと結びつけて、自他を規制・抑圧するのではなく、まず、人間として「自分らしい自分」「あなたらしいあなた」が大切なのだということを、子どもたちにきちんと認識させる必要がある。身体の変化は、「自分」が「自分らしく」大人になっていくための一つのプロセスなのだということを、各自がきちんと認識し、自分の身体の変化を前向きに受けとめ、「自分なりの性のあり方」（セクシュアリティ）を考え始める機会として、性教育の時間も、活用される必要があるだろう。

(4) まずは、学校を「ジェンダー環境」としてとらえ直そう

それでは、この時期の子どもたちの生活の「場」として、学校は、どんな「ジェンダー環境」になっているだろうか。

現在の小学校は、正規のカリキュラムの点では、ほぼ男女平等である。では、いわゆる「かくれたカリキュラム」の点ではどうか。「隠れたカリキュラム」の代表的なものは、名簿、教科書・教材、教職員の態度や言動、教室内の教員と生徒のコミュニケーション、生徒の集団としてのダイナミクス、教職員組織のあり方、学校の雰囲気などがあげられよう。

このうち、名簿は最も象徴的である。子どもたちの学校生活には、「学籍番号」で立つ位置や持ち物を置く場所がきまる場合が多い。この意味で、名簿が男女別か混合かは、子どもたちにとっては意外に大きな意味をもっている。名簿を使う人の意思に拘わらず、男女別名簿は、それ自体が「男と女は別」「男は先、女は後」という二つのメッセージを暗黙のうちに発信している点に注目すべきである。

だが、混合名簿になっていても、名簿以外は、「男女別」が常識になっている学校も少なくない。「混合名簿」は「名簿」の実現自体が目的なのでなく、「名簿」をきっかけに学校内に無用の「男女

別」がないかどうか点検できる点で、大きな意義があるのである。

「隠れたカリキュラム」のなかでも、教職員組織のあり方や学校の雰囲気などは、通常あまり注目されていない。だが、子どもたちの生活環境としての学校を「ジェンダー環境」という観点から見直そうとする場合、これらは重要な意味をもってくる。なぜなら、教職員集団は、子どもにとっては、家庭以外の最も身近な大人社会の縮図だからである。同時に、子どもの眼からすれば、教職員集団が、家族以外の最も身近な大人の同性・異性モデルの集団なのである。

以下の項目から、ご自分の学校の実態をぜひ、チェックしてみてください。

まず、教職員組織の全体のシステムはどうなっているだろうか。管理職や教務主任などの性別は？ 校務分掌の偏りは？ 教職員の男女構成は？ 学年ごとの人員配置は？

次に、職場慣行はどうか。お茶くみは誰がやっているか？ 職員室の清掃は？ 事務分担の偏りはないか？

また職場の雰囲気はどうだろうか。全体としてオープンな雰囲気はあるか？ 管理職と教職員、教職員間の関係性はどうか？ 派閥等の力関係は？ 組合の発言力は？ セクハラが発生する土壌や可能性はあるか？ 教職員一人ひとりの人権感覚は？ 女性の昇進への周囲の期待や受けとめ方は、どんなものか？

これら各々が、子どもたちの生活環境の一部としての「ジェンダー環境」を形成しているのであり、子どもたちの自己形成に一定の影響をもつのである。この「ジェンダー環境」の観点を看過したままのジェンダー・フリー教育は、実質的に、学校の「タテマエ」と「ホンネ」の矛盾を子どもたちの前で暴露することにもつながりかねない。それゆえ、ジェンダー・フリー教育の実践は、教職員組織を含む、学校自体をジェンダー・フリーに、という組織改革とともに取り組まれない限り、子どもに疑念やニヒリズムを生み出すだけに終わってしまう危険性がある（とはいえ、学校が変わるまでは、ジェンダー・フリー教育ができないなど言うつもりはない。個々の教職員が、「自分の問題」として現実を直視し、改革に取り組もうという姿勢こそが、重要なのである）。

この意味で、ジェンダー・フリー教育は、まず、個々の教職員のジェンダー観をも含む学校の「ジェンダー環境」を、総体としてとらえ直すところから、始めねばならないだろう。

(5) そして、子どもたちを見つめ、「ホンネ」を語り合おう

そのような取り組みと同時に、さらに重要な「第一歩」として、クラスの子どもたちのジェンダー意識をチェックし、その結果をもとに、子どもたちと率直に意見を交わし合う機会を設けることを提案したい。

《ジェンダーチェックA》について

《ジェンダーチェックA》は、クラスの子どもを対象として、子どもたちが自分のセックス（生物学的性別）とジェンダー（社会的・文化的性別）について、どのような意識や感情を抱いているかを簡単にチェックするためのリストである。

このチェックは、ジェンダー・フリー教育やジェンダーという言葉自体に、まだなじみの薄い教職員にも、おすすしたい。子どもたちが「女子としての自分」「男子としての自分」を自分自身のなかで、または周囲の人々とのかかわりのなかでどうとらえているかを知る手がかりを得られるはずである。また、親や教職員など周囲の「男らしさ」「女らしさ」の期待や働きかけが、どの程度、どのように子どもたちに影響するかを考える参考にもなろう。

基本的には、ゴチック体の文字で書かれた10項目に単純に回答するだけで、子どもたちの意識の実態や傾向をとらえることができる。2～5は、子どもの自己認識としてのジェンダー意識を、6～9は、他者が自分をどのように見ているかという観点から、家庭や学校でのジェンダー形成のありようを、10は、ジェンダー・フリーという考え方への子どもたちの現時点での反応を知るためのものである（多少の修正で、低学年・高学年にも適用できる）。

このチェックは、短時間でできるので、あき時間を使って子どもたちに回答させて単純集計し、その結果をみながら、性教育や道徳の時間、特別活動などを使ったジェンダー・フリー教育の授業計画をたてることも可能である。

授業の教材としてチェックを利用する場合には、ゴチック以外の設問の記述回答を合わせて活用されることをおすすめる。子どもたちのジェンダー意識がより明確になるのみでなく、回答結果によって、子どもたちの意見や感想を一つひとつとりあげながら、授業

をすすめるためにである。「男らしさ」「女らしさ」や「自分らしさ」をめぐって、タテマエに規定されない率直な話し合いをすることが可能になると思われる。チェック項目を独自の観点で再構成した授業の組み立ても、ぜひ、工夫してみたい。

《ジェンダーチェックB》について

このジェンダーチェックは、クラスの子どもを対象に、子どもたちのジェンダー意識のなかにジェンダー・バイアスがどのように根ざしているかを、子ども同士で、また教職員が子どもとともにチェックしてみるためのリストである。

子どもたちを取り巻く社会や家庭、学校のなかでの、大人たちの日常的な言動、子どもたち同士で交わされる会話、そこに「当たり前」「常識」として通用している価値観などをランダムに取り出してみた。それらを、ジェンダー・バイアスに沿った内容とそれに反する内容とをとりまぜつつ、22項目を羅列して示し、各々に対する子どもたちの回答として「賛成」「反対」という二者択一の選択肢を用意した。

これは、子どもたちが日常的に受け取る情報のなかに、ジェンダー・バイアスを追認するものと否定するものとが錯綜している現在、子どもたちが、それら一つひとつにどのように反応し、いかに取捨選択しながら、総体としての自己の価値観に内面化しているかを、丁寧に見ておく必要があると考えるからである。

子どもたちが全項目に回答したら、まず、次の方法で、採点してみる。

*ア・ウ・エ・カ・ク・コ・シ・セ・チ・テ・ト・ニについては、
賛成だったら1点 反対だったら0点

*イ・オ・キ・ケ・サ・ス・ソ・タ・ツ・ナについては、
反対だったら1点 賛成だったら0点

この結果、0～4点であれば、「性別に関係なく楽しいこう」（ジェンダー・フリー）タイプ、5～11点は、「男・女と決めつけないタイプ」、12～15点は、「いやなこともあるけど、男と女は違う方がいいな」タイプ、16～22点は、「男と女は違うのが当たり前」タイプと、大きく分けられる。

授業では、このチェックは、導入の教材とグループ分けの参考資料になりうる。子どもたちの回答結果から、各タイプを発表して挙

手させ、タイプ別に大きくグループ分けをするか、人数分布をみながら、違うタイプの子どもを組み合わせでグルーピングする。次に、設問を「男の子(の活動)」「男らしさ」に関すること(イ・カ・サ・テ・チ・ト)、「女の子(の活動)」「女らしさ」に関すること(ア・キ・ク・ニ)、両方にかかわること(オ・コ・ス・ソ・ツ・ナ)、大人の男女に関すること(ウ・エ・ケ・コ・タ・シ)に分けて整理したのち、グループごとに、各設問への回答の理由や根拠を話し合い、その結果を発表しながら、教員とともに考えていく展開になろう。低学年・高学年への適用を含め、工夫と改善は、教職員の腕次第である。

小学生(中学年)用 ジェンダーチェックA

- | | | | | |
|-----|--|----|-----|-------|
| 1 | あなたは、女の子ですか？ 男の子ですか？ | 女 | 男 | |
| 2 | 女(男)に生まれてよかったと思いますか？ | はい | いいえ | |
| | それはなぜですか？ | (|) | |
| 3 | 女(男)に生まれて損したと思うことがありますか？ | はい | いいえ | |
| | それはなぜですか？ | (|) | |
| 4 | 生まれ変わるとしたら、どちらがいいですか？ | 男 | 女 | |
| | なぜですか？ | (|) | |
| 5 | あなたは、自分が女らしい(男らしい)と思いますか？ | はい | いいえ | |
| | なぜそう思いますか？ | (|) | |
| 6 | あなたの家族は、あなたに女らしく(男らしく)なってほしいと思っていますか？ | はい | いいえ | |
| | どんなとき、そう感じますか？ | (|) | |
| 7 | あなたの友だちは、あなたを女らしい(男らしい)と思っていますか？ | はい | いいえ | |
| | どんなとき、そう思いますか？ | (|) | |
| 8 | あなたの先生は、あなたに女らしく(男らしく)なってほしいと思っていますか？ | はい | いいえ | |
| | どんなとき、そう思いますか？ | (|) | |
| 9 | あなたは、今より女らしく(男らしく)なりたいと思いますか？ | はい | いいえ | |
| | それは、なぜですか？ | (|) | |
| 10 | 「男らしい・女らしい」よりも「あなたらしいこと」「人間らしいこと」が大切だという意見を、どう思いますか？ | 賛成 | 反対 | わからない |
| | なぜ、そう思うのでしょうか？ | (|) | |
| 10' | 「女らしい」「男らしい」とはどんなことだと思いますか？ | | | |
| | 「女らしい」 | (|) | |
| | 「男らしい」 | (|) | |

小学生（中学年）用 ジェンダーチェックB

次の意見に、あなたは賛成ですか、反対ですか？

ア	女の子は、ジーパンよりスカートをはいた方がいい	賛成	反対
イ	男の子が人形やままごとで遊んでも、おかしくない	賛成	反対
ウ	男の人の方が、女の人よりえらい	賛成	反対
エ	外で働くお母さんより、家にいるお母さんの方がいい	賛成	反対
オ	女の子も男の子も、同じようにお手伝いする	賛成	反対
カ	ラジコンやミニ四駆は男の子のおもちゃだ	賛成	反対
キ	スポーツのできる女の子は、かっこいい	賛成	反対
ク	女の子は、やさしいのが一番だ	賛成	反対
ケ	お父さんも、家で子どもの世話をしたり料理をする方がいい	賛成	反対
コ	順番は、男が先で女があとがいい	賛成	反対
サ	男の子でも、お行儀よくきれい好きな方がいい	賛成	反対
シ	女の人がトラックの運転手や大工さんをするのはおかしい	賛成	反対
ス	学級委員は、男子より女子がいい	賛成	反対
セ	男は少し乱暴でも、強い方がいい	賛成	反対
ソ	重いものを、男子だけに運ばせるのはおかしい	賛成	反対
タ	看護婦さんや幼稚園の先生は女だけの職業ではないと思う	賛成	反対
チ	男の子がピンクのかさをさしたら、おかしい	賛成	反対
ツ	ランドセルは、男は黒、女は赤でなく、好きな色でいい	賛成	反対
テ	男だったら、泣いてはいけない	賛成	反対
ト	男の子は、女の子の手作りのプレゼントに弱い	賛成	反対
ナ	サッカーや野球は、男だけのスポーツではない	賛成	反対
ニ	いざという時は、女の子より男の子にしっかりして欲しい	賛成	反対

(渡邊 洋子)

5. 中学生にジェンダー・フリー教育をすすめるための提案

中学生にジェンダー・フリー教育をするのはむずかしい。少なくとも表面的には、大人に比べて服装や言動における男女差が小さくなってきているからである。しかし、彼らがジェンダー・バイアスと無縁かという点、そうではない。

例えば、今では少女も、どこかにカッコ良さが入っていないと話にならないのである。でも、彼女たちはカッコいい少年を求める。少女がカッコ良くなった分、少年はもっとカッコ良くななくてはならないのである。彼女たちは強くなってきてはいるが、かといって、弱い男も嫌いなのである。自分に対しても、カッコ良さのなかにも可愛さへのこだわりを捨てきれない。そこに、今の時代の女の子らしさ、より複雑な最新型のジェンダー・バイアスがある。

一方、男子中学生は、女子に比べてジェンダー・バイアスから抜け出すのが一層むずかしい。おそらく、自らを一人前の男として形成していくことが、社会秩序のなかで自分を位置づけていくことであるという、伝統的な男性のあり方が影を落としているのであろう。

この章は、中学生にジェンダー・フリー教育を進めるための、チェックリスト一覧と授業展開例である。時代に敏感な彼らのために、話題は絶えず新鮮なものに代えていただきたい。授業展開例をつけたのは、ジェンダー意識が強いという悲観的な結果で終わることなく、ジェンダー・フリーへ活路を拓いていけるようにとの願いからである。これを土台にさらに内容を発展・充実させ、女性と男性の教職員間でも、活発な議論をたたかわせていただければ幸いである。

ジェンダーチェックのためのテーマ一覧

女子生徒に関するテーマ

薬を使ってでも痩せたい
男の子はスポーツマンタイプがいい
キャミソールでかわいさを演出したい
好きな男の子より成績がいいと気がひける
美少女をうらやましく思う
18歳を過ぎたら、もうオバさんだ
責任のある仕事は男の子にしてもらいたい
女なんだから楽をしたい
女子高校生は注目を浴びる存在だと思う
好きな男の子にはいろいろしてあげたい
やさしい男の子は、やはり頼りない
デートのときは男の子にリードしてもらいたい

男子生徒に関するテーマ

モテない男はカッコ悪い
独身男はみっともない
弱い男はいじめられても仕方がない
男どうしのなかで、一目置かれる存在でありたい
周囲に弱みを見せたくない
くよくよ悩むのは男らしくない
保父や看護師はあまりいい職業ではない
男なんだから、家の仕事なんかしたくない
仕事をしているお母さんは嫌だ
女性教員の言うことなんか聞きたくない
鍛えられた身体をもつ女性は魅力がない
男は背が高くないではカッコ悪い
オヤジにはなりたくない

男子生徒向け

女の子はスタイルがよくなくてはだめだ
女の子が肌を出すのは大歓迎
理屈を言う女の子はかわいくない
女の子は顔がよくなくては
女の子に指示されて何かをするのは嫌だ
女がそれほど頑張る必要はない
好きな女の子にはいろいろしてもらいたい
女の子は、強そうでも実はもろいのがいい

女子生徒向け

女の子に相手にされないような男は恥ずかしい
結婚しない男はどこかおかしい
弱い男の子は頼りない
アナウンサーや客室乗務員は、女性の花形職業だ
男は外の仕事ができることが一番

チェックリストの使用例

* 薬を使ってでも痩せたい

女の子はスタイルがよくなくてはだめだ

解説：きれいな身体は見せるものという時代になって、身体は加工の対象になっている。

なかでも最大の問題は痩せているということだ。しかし現実には、人間の体形は多種多様である。実際、街を歩いてみると、モデルのような体形の人間はほとんどいない。にもかかわらず、細くなければならないという強迫観念ばかりが一人歩きしている。

しかし、こうありたい身体と現実の自分の身体とのギャップには、自己認識に向かう重要な契機が含まれているのも事実である（鷺田清一『悲鳴をあげる身体』PHP新書参照）。

そこでまず、自分の身体をどう思っているか、一人ひとりに聞いてみる。また、友人の体形を、どの程度気にしているかも聞く。そして、大切なのは人間関係を築くことであり、その過程で自分の良い面を知り、それを伸ばしていくことの重要性を語り合う。さらに、この機会に、人間にとって身体とは何か、どういう意味をもつものなのか、ぜひ考えてみたい。

なお、対概念として「女の子はスタイルがよくなくてはだめだ」という考えをあげたが、本当に男子がそう考えているのか、もし考えている生徒がいたら、どういう場面を想定してそう考えるのかを聞く。それに対する女子の意見を聞くという形で、男子と女子のコミュニケーションをはかる。

関連テーマ：男子はやはり、スポーツマンタイプがいい
鍛えられた身体を持つ女性は魅力がない

* 美少女がうらやましい

女の子はやはり、顔が大切だ

解説：美少女は、社会で特別な位置にある。

しかし、宇多田ヒカルやUA、Misiaなどの人気を示すよう

に、女性の人気に、以前ほど容姿は影響しなくなっている。

そこで、「男は40になったら、自分の顔に責任をもつべきだ」というリンカーンの言葉を説明し、女子と男子それぞれの意見を聞く。そして、なぜ男の顔についてのみ、そういうことが言われるのか、その背景を考えることによって、顔をつくるとはどういうことか考える。

一方、男子のなかでも、女子の容姿に対するこだわりのレベルはさまざまである。この機会にぜひ、こだわる男子とあまりこだわらない男子の本音を聞いてみたい。また、最近では男性の容姿も重要視されるようになってきた。そのことを男子自身はどう感じているのか、女子はどう考えているのかも聞いてみたい。

関連テーマ：美人は得か

*キャミソールでかわいさを演出したい

女の子が肌を出すのは大歓迎

解説：ボトムスはパンツでも、トップスがキャミソールなら女の子らしさを演出できる。キャミソールには、今の女の子のかわいさが表れているのである。

キャミソールの流行とともに、髪形や表情もぐっと幼くなった。無理してでも知的に見せようとした80年代、いわゆる女性の時代には考えられなかった流行ではある。

服装は本来、個人の趣味の問題である。キャミソールを着るからジェンダー化されているとは、一概には言えない。しかし、生き方と服装は分かちがたく結びついている。女性と服装との関係が、生き方とどうかかわってきたか、歴史をさかのぼって教えていくことも有効であろう。その場合、最近のファッションの社会学的考察が参考になる。例えば、柏木博著『ファッションの20世紀』（NHKブックス）などがわかりやすい。

また、服装が本来個人の領域であるということから、流行に関係なく、自分が好きな服、似合う服を着ることの楽しさについても、語り合う。

そして、キャミソールを愛用している生徒がいたら、そのきっかけ、初めて着たときの気持ち、家族の反応などを聞いてみ

る。また、着たくないという生徒がいたら、その意見も聞いてみる。そして、男子生徒の感想も求め、服装が人間関係、とくに男女の関係のなかでどういう働きをしているのか、意識してみる。また、ファッションとしての迷彩についても、世界情勢との関連で考える。

関連テーマ：かわいいと言われると、やはりうれしい

* 18歳を過ぎたらオバさんだと思ふ

若くない女には価値がない

解説：もともと、女性自身をも含めて、あらゆる世代が抱いてきた価値観であるが、この傾向が一部でますます強まっているのである。ただ、逆の考え方も広まってきていて、中学生時代は二つの価値観の分かれ目とも考えられる。

表面的には性差が小さくなっている中学生の世代でも、ジェンダー・バイアスが強く現れやすいテーマである。とともに、性別を超えた年齢差別的意識が強烈に現れる。すなわち、将来の自分を嫌悪する感覚が、18歳を過ぎたらオバさんという意識になるのである。

そこでまず、なぜ18歳を過ぎたらオバさんだと思ふのか、その理由をじっくり聞いてみる。次に、二十代の自分にどういうイメージをもっているのか、本当はどういう大人になりたいのか、もしなれないと考えているとしたらなぜなのか、聞いてみる。そして、なりたい自分になれないと思っている自分について考え、そこに女性であることがどうかかわっているのかを探り出す。

関連テーマ：オヤジにはなりたくない

女子高校生は注目を浴びる存在だ

* 好きな男の子より成績がいいと気がひける

理屈を言う女の子はかわいくない

解説：実力社会になってきて、こういう考えは少なくなってきた。最近、頭のいい女性が好きという男性もいる。にもかかわらず、この考えは根強い。

また、この考えは、成績という物差しに対するこだわりにも特徴がある。偏差値社会の基準で人間を見て、そのなかに好きな男の子と女性としての自分を序列づけている。好きな男の子には、自分よりいい成績でいてもらいたいと思うとき、相手に何を求めているのか考えてみる。また、好きな女の子が自分より成績がいいと嫌だという男子生徒がいたら、そのことによって自分の何が満たされるのか、話してもらおう。そして、人を好きになるとは、相手のどこを好きになることなのか、どの部分でつながれば心の通う関係になれるのか、話し合う。

関連テーマ：責任ある仕事は男の子にしてもらいたい

女なのだから楽をしたい

女性の教員の言うことなんか聞きたくない

*やさしい男の子は、やはり頼りない

強そうでも、実はもろい子がかawaii

解説：「やはり」という部分がポイントである。強さが男性の専売特許ではなくなり、強い父親もいなくなって久しいにもかかわらず、こういう考えは根強い。やさしいだけでは、モテないのである。

そこでまず、やさしい男の子は、やはり頼りないという考えを示し、女子生徒に意見を聞いてみる。そして、男子に何を求めているのか話してもらおう。次に、周囲にいる現実の男性、例えば父や兄は実際どうなのか、述べてもらおう。そして、自分が、社会が男性に何を求めているのか、自分が男性だったらどう生きていきたいか、話し合ってみる。

一方、男子生徒には、周囲は自分に何を期待していると思うか、それについて自分はどう思っているのか、本当はどう生きたいのか、話してもらおう。そして、男女ともに自分らしく生きるためにはどうしたらいいか、知恵を出し合う。

関連テーマ：デートのときは男の子にリードしてもらいたい

I Z A Mは気持ち悪い

* 女の子にモテないとカッコ悪い

女の子に相手にされないような男は恥ずかしい

解説：今、モテない男性にかかるプレッシャーは大変なものがあるという。女に不自由しないことは、伝統的な精神的マッチョ男性の勲章であったが、今は別の意味で、せっぱつまった問題になっている。

周知のごとく、女子の世界では、モテないことはそれほどのストレスではない。女子は、日々を楽しむ方法をいろいろ知っているからである。この男女差を、くだけた雰囲気の中かで明らかにしてみる。

次に、日本が樋口恵子さんの言う「大シングル社会」、つまり未婚、離別、死別など、さまざまな理由によるシングルが増えている社会に向かっていることを統計で示し、日々を楽しみ自分を楽しんで生きている男性の例をあげて、男女を超えたこれからの生き方を考える。

関連テーマ：独身男はみっともない

* 弱い男はいじめられても仕方がない

弱い男子は頼りない

解説：きわめて古典的伝統的な発想である。これについては、しばしば、男は社会的生物だからという解説がなされてきた。しかし、その社会秩序自体が、情報化と成熟化による構造変化で変わってきているのである。

こういうジェンダー・バイアスが強くかかるのには、家庭環境が強く作用している。また、少年向けメディアの影響も大きい。そういうなかで自分が形成されてきたことを意識できるかどうか、ポイントである。

まず、弱い男とはどういう人間か、各自が抱くイメージを語ってもらう。次に、弱い人間とはどういう人間か、考えてみる。そして、両者を比較しながら、本当の弱さとは何か、人間は弱さとはどう付き合っていけばいいのか、体験を通して語り合う。そこから逆に、男女を超えた本当の強さについても考えてみる。

関連テーマ：同性のなかで、一目置かれる存在でありたい
弱みを見せたくない
くよくよ悩むのは男らしくない

* 保父や看護師はあまりいい職業ではない

アナウンサーや客室乗務員は、女性の花形職業だ

解説：男性の職業、女性の職業という区分けは、以前に比べれば少なくなっただけとはいえ、いまだに歴然と残っている。

一方、保父、看護師を志す男性も増えてきたが、男性のなかでの評価はさまざまである。なかにはそれを、女の職業、カッコ悪い職業と考えている場合もある。

そこでまず、女性向けの職業だと思うもの、男性向けの職業だと思うものを、思いつくままにあげてもらおう。そして、なぜそう思うのか、理由を聞いてみる。また、「女」弁護士、「女子」アナウンサーなど、頭に女がつく職業とその理由について意見を聞く。

その後で、皆で働いていた農耕社会から、産業社会に入って職業が男性に独占されてきた歴史的経緯を説明。さらに、社会の構造変化によって男性だけが働く社会ではなくなっていること、コンピューター化によって男女の仕事内容が同じになっていることを話し、21世紀の新しい職業観について語り合う。

なお、実際の保父さんや、トラックの運転手をしている女性などに来てもらって、話を聞く機会をもつことも有意義であろう。

関連テーマ：男なんだから、家の仕事なんかしたくない
仕事をしているお母さんは嫌だ

(川西 玲子)

6. ジェンダー・フリー教育を すすめるための提言

(1) 教育にジェンダーの視点を導入するために

[1] ジェンダーとは何かについて教職員の認識を深める。

ジェンダー・フリー教育は、「男らしさ、女らしさ」の性別特性や「男は仕事、女は家事・育児」という性別役割は、生まれたときに決定されるものでなく、社会的・文化的につくられたものであることを教職員が認識するところから始まる。

[2] ジェンダーが差別を生むことについて教職員の認識を深める。

ジェンダーによって女も男も自分らしく生きることを妨げられていることを知る。

[3] 教職員のジェンダー・バイアスに気づく。

教職員のジェンダーチェックなどによって、自分のなかにジェンダー・バイアスがあることに気づく。

(2) 学校のシステムをジェンダー・フリーに変えるために

[1] 学校教職員のジェンダーによる偏りを是正する。

小・中・高別の教職員、管理職の男女比、教科担任、職務分掌等の性別による偏りを調べ、是正をはかる。

[2] 学校における性別の教育慣行を是正する。

象徴としての男女別名簿をはじめとし、整列、靴箱、ロッカーの色分け、掲示の仕方、学習グループ、班編成、制服等男女別の慣行を見直し、その理由や効果について考える。

[3] 隠れたカリキュラムに気づき是正する。

教室運営、係の分担、子どもたちへの働きかけなどにジェンダー・バイアスを強めるメッセージが含まれていることに気づき、是正に努める。

(3) ジェンダー・フリーの授業実践をすすめるために

- [1] ジェンダーチェックなどにより子どもたちのジェンダー意識の実態を知るとともに、ジェンダーは変えられることについて子どもたちと話し合う。
- [2] 教科書をジェンダーの視点で点検し、子どもたちが批判的に理解できるような授業をすすめる。
- [3] 家庭科と体育におけるジェンダー・フリーの授業をすすめる。
- [4] マンガ・テレビ・ビデオなどのジェンダーを批判的に読み解く力をつける授業をする。
- [5] 家庭や地域を含めた生活のなかでのジェンダーについて考える授業をする。
- [6] 将来の働き方・生き方をジェンダーにとらわれずに考える進路指導を行う。
- [7] 歴史や国際的な動きを知り、ジェンダーの変化について学ぶ。
- [8] ビデオ等を含め新しい教材をつくとともに、ジェンダー・フリーの生き方をしている人々から話を聞いたり、体験する授業をすすめる。
- [9] 総合学習のなかにジェンダー・フリー教育をとり入れる。

(4) 性の教育におけるジェンダー・フリーをすすめるために

- [1] セクシュアリティに関するジェンダーチェックによって、男女の性意識の違いの実態を知り、それが社会的・文化的・心理的につくられたものであることについて考える。
- [2] 性暴力がなぜ起こるかについて考える。
- [3] 暴力的な性、人格を傷つける性を描くマンガ・テレビ・ビデオなどを批判的に読み解く力をつける授業をする。
- [4] 男女のよりよいコミュニケーションのために、女子には自己の意思を表現する力をつけるトレーニング、男子には暴力を伴わない自己表現のトレーニングをする。
- [5] 対等なセクシュアリティ、多様なセクシュアリティを肯定的にとらえる授業をする。

(5) ジェンダー・フリー教育を推進するために

- [1] 組合に両性の平等教育推進委員会を設け、組織的に推進する。
- [2] 教育委員会にジェンダー・フリー教育のガイドラインをつくらせる。
- [3] 保護者と連携して、家庭や地域におけるジェンダー・フリー教育をすすめる。
- [4] 行政や市民グループのジェンダー・フリー教育にかかわる行事に教職員が参加し、連携を深める。

●ジェンダーと教育研究委員会会議日誌

- 第1回 1997年 7月30日 発足
- 第2回 9月22日
- 第3回 10月17日
- 第4回 11月19日
- 第5回 12月10日
- 第6回 1998年 2月18日
- 第7回 3月11日～12日 (神奈川県・湯河原町)
- 第8回 5月 1日
- 第9回 5月25日
- 第10回 6月24日
- 第11回 9月14日
- 第12回 10月20日
- 第13回 12月21日
- 第14回 1999年 2月16日
- 第15回 4月 1日
- 第16回 4月28日～29日 (群馬県・水上町)
- 第17回 5月14日

● ジェンダーと教育研究委員会 ●

委員長	中島 通子 (弁護士)
幹事	川西 玲子 (社会・生活システム研究室)
研究委員	館 かおる (お茶の水女子大学)
	山田 昌弘 (東京学芸大学)
	渡邊 洋子 (新潟中央短期大学)